

個人向け緊急小口資金等の特例について

- 通常、低所得世帯や日常生活の維持が困難となっている世帯に対するセーフティネットである生活費への貸付制度を新型コロナウイルスの影響を受け、生活に困窮されている方等に対して、特例として下表の基準等により貸付。
- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により失業等により生活に困窮された方に対して生活の立て直しのための安定的な資金を貸付

緊急小口資金		総合支援金（生活支援費）
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none">・<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。</u> ※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件
貸付上限額	10万円以内 ※以下の場合は特例として上限20万円以内 世帯員の中に <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき・要介護者がいるとき・個人事業主等の世帯 など	单身世帯：月15万円以内 二人以上世帯：月20万円以内 ※ 貸付期間は原則3ヶ月以内
措置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子

※ 必要な書類については、弘前市社会福祉協議会にお問い合わせください。